



鳥取県公報

令和元年9月27日（金）
第 9 1 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（259）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県営東山水泳場の利用料金（260）（スポーツ課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立武道館の利用料金（261）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金（262）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金（263）（〃）・・・・ 8
	鳥取県立米子産業体育館の利用料金（264）（〃）・・・・・・・・・・ 11
	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金（265）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・ 13
	とっとりバイオフロンティアの利用料金の一部改正（266）（産業振興課）・・・・ 19
	指定居宅サービス事業者の指定（267）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・ 20
	指定障害福祉サービス事業者の指定（268）（〃）・・・・・・・・・・ 20
	指定代理納付者の指定（269）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 20
◇ 海区漁調 委告示	うなぎの採捕の制限（1）・・・・・・・・・・ 21
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 21
	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 22

告 示

鳥取県告示第259号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第63回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	令和元年10月5日から同月14日まで
日南町	令和元年10月18日から同月27日まで
倉吉博物館協会	令和元年11月9日から同月25日まで

鳥取県告示第260号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営東山水泳場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年鳥取県告示第194号（鳥取県営東山水泳場の利用料金について）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) プール利用料

区 分			金 額	
一 般 利 用	個人 回数券によらない で利用する場合	幼児	1人1回につき	110円
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
		高等学校の生徒又は学生	1人1回につき	330円
		一般	1人1回につき	550円
	回数券により利用 する場合	幼児	回数券12枚につき	1,100円
		児童又は中学校の生徒	回数券12枚につき	2,200円
		高等学校の生徒又は学生	回数券12枚につき	3,300円
		一般	回数券12枚につき	5,500円
	団体（20人以上のものに 限る。）	幼児	1人1回につき	50円
		児童又は中学校の生徒	1人1回につき	110円
		高等学校の生徒又は学生	1人1回につき	220円
		一般	1人1回につき	330円
専 用 利 用	屋内25メートルプール	1コース1時間につき	2,200円	
		全コース1日につき	44,000円	
	屋外50メートルプール	1コース1時間につき	2,200円	
		全コース1日につき	44,000円	
	飛込みプール	1日につき	15,840円	
会 議 室	午前10時から正午まで	1回につき	330円	
	正午から午後5時まで	1回につき	650円	
	午後5時から閉館時間まで	1回につき	490円	

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和元年9月17日

(2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第261号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第176号（鳥取県立武道館の利用料金について）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 武道館利用料

区 分				単位	金額	
一般利用	一般		1人1回につき		150円	
			1人1月につき		1,620円	
			1人6月につき		7,120円	
			回数券11枚につき		1,520円	
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,830円	
				2分の1面1時間につき	910円	
				3分の1面1時間につき	610円	
				4分の1面1時間につき	400円	
				6分の1面1時間につき	300円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,660円
	営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,370円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	30,550円
	小道場(1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円	
				2分の1面1時間につき	200円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,010円
					営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。
	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円			
	小道場(2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円	
2分の1面1時間につき				200円		
入場料等を徴収するとき。				全面1時間につき	1,010円	
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,090円		
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円	
				弓道場	近的	全面1時間につき
2分の1面1時間につき	300円					
遠的	全面1時間につき	610円				

			2分の1面1時間につき	300円
相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	710円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,420円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	5,090円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	8,140円
研修室(1)			1時間につき	350円
研修室(2)			1時間につき	350円
研修室(3)			1時間につき	100円
会議室			1時間につき	760円
放送室			1時間につき	300円
師範室及び控室			1時間につき	100円
エントランス・ホワイエ (50㎡あたり)			1時間につき	50円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区 分	単 位	金 額
武道タイマー (柔道用)	1台1回につき	250円
的前審判用表示器 (弓道用)	一式1回につき	150円
試合用マット (空手用)	一式1回につき	200円
風呂 (相撲場)	1回につき	1,010円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式 (柔道・空手道)	一式1回につき	200円
試合用設備一式 (剣道・なぎなた・銃剣道)	一式1回につき	100円
空手用タイマー (モルテン)	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,010円
長机	1脚につき	20円
折りたたみ椅子	1脚につき	10円
ワイヤレスアンプ (マイク1本含む。)	1台1回につき	1,010円

マイク	2本目から1本1回につき	200円
電子ポット	1台1回につき	50円
スクリーン	2台目から1台1回につき	200円
ドラムコード(延長コード)	1台1回につき	100円
ストップウォッチ	1個1回につき	50円
電子笛	1個1回につき	50円
イベントパネル(パーテーション)	1枚1回につき	50円
DVDプレーヤー	1台1回につき	1,010円
体重計	1台1回につき	200円
ホワイトボード	2枚目から1台1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区 分		金額(1時間につき)	
		冷 房	暖 房
主道場	全面	4,880円	4,370円
	2分の1面	2,440円	2,240円
主道場観覧席	全面	610円	500円
小道場(1)	全面	1,930円	1,520円
小道場(2)	全面	1,930円	1,520円
相撲場	全面	1,320円	910円
弓道場(床暖房)	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室(1)		100円	100円
研修室(2)		100円	100円
研修室(3)		40円	40円
師範室及び控室		50円	50円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第262号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第178号(鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育文化会館利用料

区 分			単 位	金 額
体 育 館	専 用 利 用	営利を目的としない場合 入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。)を 徴収しないとき。	全面1時間につき	810円
			2分の1面1時間 につき	400円

		営利を目的とする場合		3分の1面1時間につき	200円	
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,620円	
			入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,510円	
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,740円	
一般利用	一般			1人1回につき	70円	
大研修室	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,440円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,150円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,880円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,310円		
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	810円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,060円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,680円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,180円		
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	610円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	960円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,270円		
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	300円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円		
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	610円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	910円		
クライミングセンター	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	3,050円	
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	4,070円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	7,120円		
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	10,180円		
一般利用	1月利用券によらないで利用する場合	ボルダリング施設	幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1人1回につき	500円	
			一般	1人1回につき	710円	
		全施設	学生等	1人1回につき	710円	
			一般	1人1回につき	1,010円	
		1月利用券により利用する場合	ボルダリング施設	学生等	1人につき	4,370円
				一般	1人につき	6,110円
全施設	学生等	1人につき	6,110円			
	一般	1人につき	8,750円			

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。

- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,060円
移動ステージ	1組1回につき	50円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1時間につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ(マイクホン1本含む。)	一式1回につき	1,060円
マイクホン	一式1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
ビデオ	1台につき	1,060円
オーバーヘッド	1台につき	910円
椅子(体育館)	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円
シューズ(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
ハーネス(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
ロープ(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
チョーク(クライミングセンター)	1組1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間につき）	
	冷 房	暖 房
体育館	12,320円	
大研修室	1,730円	910円
中研修室	610円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円
クライミングセンター （専用利用の場合に限る。）	300円	300円

エ 電灯利用料

1 時間 1 灯 当 たり 30 円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和元年9月17日

(2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第263号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第179号（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額		
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	810円	
				3分の2面1時間につき	400円	
				3分の1面1時間につき	200円	
			小体育館	全面1時間につき	200円	
			控室	1室1時間につき	150円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	1,620円	
			小体育館	全面1時間につき	300円	
			控室	1室1時間につき	250円	
			入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,510円
				小体育館	全面1時間につき	7,120円
控室	1室1時間につき	300円				
	入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	40,740円		
小体育館		全面1時間につき	10,180円			
控室		1室1時間につき	500円			
2階ロビー			1時間につき	100円		

一般利用	一般	1人1回につき	70円
------	----	---------	-----

(2) プール利用料

区 分		金 額				
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	350円
				冷水	1人1回につき	250円
			児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円
				冷水	1人1回につき	150円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	560円
				冷水	1人1回につき	400円
			高等学校の生徒又は学生(午後6時以降の利用)	温水	1人1回につき	400円
				冷水	1人1回につき	250円
			一般	温水	1人1回につき	710円
				冷水	1人1回につき	500円
			一般(午後6時以降の利用)	温水	1人1回につき	500円
				冷水	1人1回につき	300円
		回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,560円
				冷水	回数券11枚につき	2,540円
			高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき	5,600円
				冷水	回数券11枚につき	4,070円
		1月利用券により利用する場合	一般	温水	回数券11枚につき	7,120円
				冷水	回数券11枚につき	5,090円
			児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	2,440円
				冷水	1人につき	1,680円
		3月利用券により利用する場合	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	3,970円
				冷水	1人につき	2,750円
			一般	温水	1人につき	5,040円
				冷水	1人につき	3,410円
		6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,820円
				冷水	1人につき	4,880円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	11,200円
				冷水	1人につき	7,740円
		鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム	一般	温水	1人につき	14,150円
				冷水	1人につき	9,770円
児童又は中学校の生徒	温水		1人につき	12,220円		
	冷水		1人につき	10,180円		
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	19,550円		
	冷水	1人につき	16,600円			
	一般	温水	1人につき	24,850円		
	冷水	1人につき	20,980円			
	一般	通年	1人につき	5,090円		

	ム 1 月 共 通 利 用 券 に よ り 利 用 す る 場 合				
団体(20人以上のものに限る。)		児童又は中学校 の生徒	温水	1人1回につき	250円
			冷水	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1人1回につき	450円
			冷水	1人1回につき	300円
		一般	温水	1人1回につき	560円
			冷水	1人1回につき	400円
専用利用(コース)			温水	1コース1時間につき	3,710円
			冷水	1コース1時間につき	2,590円
専用利用(小プール(全面))			温水	1時間につき	3,560円
			冷水	1時間につき	2,540円
専用利用(小プール(1/2面))			温水	1時間につき	1,780円
			冷水	1時間につき	1,270円
研修室				1時間につき	300円

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクrohホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金 額 (1 時 間 に つ き)	
	冷 房	暖 房
大体育館	11,000円	9,570円
小体育館	1,830円	1,220円
控室	200円	100円
研修室	60円	60円

エ 電灯利用料

(ア) 大体育館 1時間1灯当たり 30円

(イ) 小体育館 1時間当たり 130円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するとき、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 3 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 7 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 8 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第264号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第180号(鳥取県立米子産業体育館の利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	810円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	1,620円
			小体育館	全面1時間につき	300円

	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,510円
			小体育館	全面1時間につき	7,120円
		入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	40,740円
			小体育館	全面1時間につき	10,180円
一般利用	一般		1人1回につき	70円	

(2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額	
フィットネスルーム	一般利用	回数券又は1月定期券によらないで利用する場合	一般	1人1回につき	300円
			高校生以下	1人1回につき	200円
		回数券により利用する場合	一般	回数券11枚につき	3,050円
			高校生以下	回数券11枚につき	2,030円
		1月定期券により利用する場合	一般	1人につき	2,540円
			高校生以下	1人につき	1,010円
中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	710円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	960円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,470円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,980円	
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	250円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	350円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	560円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	710円	

(3) 設備利用料

ア 体育等設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明装置	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額（1時間当たり）	
	冷 房	暖 房
大体育館	8,350円	7,530円
小体育館	2,030円	1,520円
中会議室	400円	710円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1灯当たり 30円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 5 (2)の表において「1月定期券」とは、利用券の券面に記載された期間内において、これを提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第265号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第206号（鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 陸上競技場

利用区分				単位	金額	
グラウンド	一般利用			1人1回につき	150円	
	専用利用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。） 一般人	1時間につき	1,930円
					1時間につき	2,540円

		営 利 を 目 的 と す る 場 合	入場料等を徴収 するとき。	学生等	1 時間につき	9,670円
				一般人	1 時間につき	13,240円
			入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	40,230円
			入場料等を徴収するとき。		1 時間につき	53,980円
屋内練 習場	一般利用				1 人 1 回につき	50円
	専用利用				1 時間につき	300円
雨天練 習場	一般利用				1 人 1 回につき	50円
	専用利用				1 時間につき	300円
トレー ニング ルーム	一般利用	一回券により利用する場合			1 人 1 回につき	100円
		回数券により利用する場合			回数券11枚につき	1,010円
		1 月利用券により利用する場合			1 人につき	710円
	専用利用				1 時間につき	610円
夜間照 明	全灯				30分につき	6,110円
	3分の2点灯				30分につき	5,090円
	5分の2点灯				30分につき	3,050円
	10分の1点灯				30分につき	1,010円
第1研修室					1 時間につき	1,730円
第2研修室					1 時間につき	500円
第3研修室					1 時間につき	400円
第1会議室					1 時間につき	200円
第2会議室					1 時間につき	300円
放送室					1 時間につき	300円
冷暖房	第1研修室				1 時間につき	300円
	第3研修室				1 時間につき	300円
	放送室				1 時間につき	100円

(2) 野球場

利用区分			単位	金額	
グラウン ド	プロ野球以外の 野球又はソフト ボール	入場料等を徴収し ないとき。	学生等	1 時間につき	1,220円
			一般人	1 時間につき	1,830円
		入場料等を徴収す るとき。	学生等	1 時間につき	3,560円
			一般人	1 時間につき	4,880円
	プロ野球	入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	24,130円
		入場料等を徴収するとき。		1 時間につき	48,270円
屋内ピッチング場			1 時間につき	100円	
スコアボード (スコアボード操作室を含む。)			1 時間につき	300円	
夜間照明			30分につき	6,110円	
大会運営室			1 時間につき	400円	
第1研修室			1 時間につき	200円	
第2研修室			1 時間につき	100円	
放送室			1 時間につき	300円	
冷暖房	大会運営室		1 時間につき	100円	

(3) 球技場

利用区分			単位		金額
営利を目的としな い場合	入場料等を徴収 しないとき	学生等	1時間につき	全面	1,320円
				2分の1面使用	710円
				3分の1面使用	500円
		一般人	1時間につき	全面	1,930円
				2分の1面使用	1,010円
				3分の1面使用	710円
	入場料等を徴収 するとき	学生等	1時間につき	全面	7,430円
				2分の1面使用	3,760円
				3分の1面使用	2,540円
		一般人	1時間につき	全面	10,080円
				2分の1面使用	5,090円
				3分の1面使用	3,460円
営利を目的とする 場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	全面	30,350円	
			2分の1面使用	15,270円	
			3分の1面使用	10,180円	
	入場料等を徴収するとき	1時間につき	全面	40,430円	
			2分の1面使用	20,370円	
			3分の1面使用	13,750円	
夜間照明			30分につき	5,090円	

(4) 補助競技場

利用区分		単位	金額
学生等		1時間につき	710円
一般人		1時間につき	910円

(5) 多目的広場

利用区分		単位		金額
学生等	1時間につき	全面	910円	
		2分の1面使用	500円	
一般人	1時間につき	全面	1,220円	
		2分の1面使用	710円	

(6) 設備利用料等

名称	単位	金額
競技用器具等一式	1式1日1回につき	4,070円
トラック競走用器具	1式1日1回につき	300円
ハードル競走用器具	1式1日1回につき	300円
障害物競走用器具	1式1日1回につき	300円
走幅跳・三段跳用器具	1式1日1回につき	200円
走高跳用器具	1式1日1回につき	400円
棒高跳用器具	1式1日1回につき	500円
砲丸投用器具	1式1日1回につき	300円
円盤投用器具	1式1日1回につき	300円
ハンマー投用器具	1式1日1回につき	300円
ヤリ投用器具	1式1日1回につき	300円
マラソン競争用器具	1式1日1回につき	500円

陸上用バトン		1本1日1回につき	50円	
ストップウォッチ		1個1日1回につき	50円	
イベントパネル（ボールを含む。）		1枚1日1回につき	200円	
テント		1組1日1回につき	300円	
ラグビー用器具		1式1日1回につき	300円	
サッカー用器具		1式1日1回につき	300円	
野球用器具		1式1日1回につき	300円	
ホッケー用器具		1式1日1回につき	300円	
人工芝		1枚1日1回につき	100円	
多目的掲示板		1時間につき	3,360円	
写真判定装置		1時間につき	2,240円	
大型映像装置	非営利	入場料を徴収しないとき。	1時間につき	5,090円
		入場料を徴収するとき。	1時間につき	20,370円
	営利	入場料を徴収しないとき。	1時間につき	61,110円
		入場料を徴収するとき。	1時間につき	81,480円
	広告加算		1分につき	10,180円
芝グラウンド用 ペイント	サッカー（一般）	1面1回につき	7,380円	
	サッカー（少年）	1面1回につき	5,500円	
	ラグビー	1面1回につき	10,490円	
	ホッケー	1面1回につき	5,290円	
シャワー室		3分間につき	50円	
サッカー固定式ゴール設置		1組につき	1,010円	
ラグビー固定式ゴール設置		1組につき	1,520円	
ソフトボール固定式ポール設置		1組につき	500円	
ホッケー用ゴール設置		1組につき	1,010円	

(7) 鳥取県民体育館施設利用料

利用区分			単位	金額	
メイ ン ア リ ー ナ	一般利用		1人1回につき	50円	
	専用利 用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	2,950円
				2分の1面1時間につき	1,420円
				3分の1面1時間につき	910円
				4分の1面1時間につき	710円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	5,900円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	103,370円
				2分の1面1時間につき	51,630円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	147,680円
	サブ ア リ ー ナ	専用利 用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき
				2分の1面1時間につき	300円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,420円
営利を目的とする場合			入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	24,950円
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
メインアリーナ、サブアリーナ3時間以上の専用利用については、1時間あたりの単価×利用時間×0.9とする。					
トレ	一般利	1回券により利用する場合	1人1回につき	250円	

一ニ ン グ ル ー ム	用	1人1回につきシャワー代込み	300円
		回数券により利用する場合	回数券11枚につき
	回数券11枚につきシャワー代込み		3,050円
	1月利用券により利用する場合	1人につき	2,340円
		1人につきシャワー代込み	2,850円
	鳥取屋内プール共通1月利用券により利用	1人につき	5,090円
専用利用	1時間につき	1,730円	
第1研修室	全面1時間につき	610円	
	3分の1面1時間につき	200円	
第2研修室	1時間につき	400円	
第3研修室	1時間につき	610円	
第4研修室	1時間につき	610円	
視聴覚室	1時間につき	400円	
放送室	1時間につき	300円	

(8) 鳥取県民体育館照明加算使用料

利用区分		単位	金額
メインアリーナ	全点灯	全面1時間につき	7,120円
		全面30分につき	3,560円
		2分の1面1時間につき	3,560円
		2分の1面30分につき	1,780円
	75パーセント点灯	全面1時間につき	5,340円
		全面30分につき	2,670円
		2分の1面1時間につき	2,670円
		2分の1面30分につき	1,340円
	2分の1点灯	全面1時間につき	3,560円
		全面30分につき	1,780円
		2分の1面1時間につき	1,780円
		2分の1面30分につき	890円
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	1,520円
		全面30分につき	760円
	75パーセント点灯	全面1時間につき	1,300円
		全面30分につき	650円
	2分の1点灯	全面1時間につき	760円
		全面30分につき	380円

(9) 鳥取県民体育館冷暖房使用料

利用区分	単位	冷房	暖房
メインアリーナ	1時間につき	11,200円	8,650円
サブアリーナ	1時間につき	2,750円	2,440円
視聴覚室	1時間につき	400円	400円
第1研修室	1時間につき	300円	300円
第2研修室	1時間につき	300円	300円
第3研修室	1時間につき	300円	300円
第4研修室	1時間につき	300円	300円

(10) 鳥取県民体育館設備利用料

名称	単位	金額
バスケットボール用器具	1組1日1回につき	2,030円
バレーボール用器具	1組1日1回につき	200円
バドミントン用器具	1組1日1回につき	100円
テニス用器具	1組1日1回につき	200円
卓球用器具	1組1日1回につき	100円
ソフトバレー用器具	1組1日1回につき	100円
インディアカ用器具	1組1日1回につき	100円
フットサル用器具	1組1日1回につき	300円
ロングマット	1枚1日1回につき	50円
体操用床	1式1日1回につき	2,030円
新体操用マット	1式1日1回につき	1,010円
電光得点表示板	1台1日1回につき	1,010円
液晶プロジェクター	1式1日1回につき	1,830円
資料提示装置	1式1日1回につき	910円
音響設備	1式1日1回につき	2,030円
演台	1式1日1回につき	200円
簡易ステージ	1台1日1回につき	50円
イベントパネル	1枚1日1回につき	200円
シャワー室	1回につき	50円
長机	1台1日1回につき	20円
椅子	1脚1日1回につき	10円
トランポリン	1台1日1回につき	300円
ストップウォッチ	1個1日1回につき	50円
テント	1組1日1回につき	300円
移動観覧席	1日1式につき	2,030円

(11) テニス場

利用区分		単位	金額
テニスコート		1時間につき	610円
大会運営室		1時間につき	710円
研修室		1時間につき	300円
夜間照明	全点灯	1時間につき	2,030円
		30分につき	1,010円
	2分の1点灯	1時間につき	1,010円
		30分につき	500円
	4分の1点灯	1時間につき	500円
		30分につき	250円
冷・暖房	大会運営室	1時間につき	100円
	研修室	1時間につき	100円
テニス用器具		1組につき1回	200円
シャワー室		1回	50円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和元年9月24日

(2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第266号

平成31年鳥取県告示第138号(とっとりバイオフロンティアの利用料金について)により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第46号)第13条第2項の規定に基づき令和元年9月12日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																									
1 利用料金		1 利用料金																									
(1) 施設利用料等		(1) 施設利用料等																									
ア 実験室等		ア 実験室等																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンラボ</td> <td>1室1月につき <u>310,300円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実験室</td> <td>311、312 1室1月につき <u>54,330円</u></td> </tr> <tr> <td>313、314 1室1月につき <u>56,070円</u></td> </tr> <tr> <td>動物飼育室</td> <td>321、322、323、324 1室1月につき <u>15,260円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居室</td> <td>301、302 1室1月につき <u>29,000円</u></td> </tr> <tr> <td>303、304 1室1月につき <u>29,870円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料	オープンラボ	1室1月につき <u>310,300円</u>	実験室	311、312 1室1月につき <u>54,330円</u>	313、314 1室1月につき <u>56,070円</u>	動物飼育室	321、322、323、324 1室1月につき <u>15,260円</u>	居室	301、302 1室1月につき <u>29,000円</u>	303、304 1室1月につき <u>29,870円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンラボ</td> <td>1室1月につき <u>306,020円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実験室</td> <td>311、312 1室1月につき <u>53,580円</u></td> </tr> <tr> <td>313、314 1室1月につき <u>55,290円</u></td> </tr> <tr> <td>動物飼育室</td> <td>321、322、323、324 1室1月につき <u>15,050円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居室</td> <td>301、302 1室1月につき <u>28,600円</u></td> </tr> <tr> <td>303、304 1室1月につき <u>29,450円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料	オープンラボ	1室1月につき <u>306,020円</u>	実験室	311、312 1室1月につき <u>53,580円</u>	313、314 1室1月につき <u>55,290円</u>	動物飼育室	321、322、323、324 1室1月につき <u>15,050円</u>	居室	301、302 1室1月につき <u>28,600円</u>	303、304 1室1月につき <u>29,450円</u>
区分	利用料																										
オープンラボ	1室1月につき <u>310,300円</u>																										
実験室	311、312 1室1月につき <u>54,330円</u>																										
	313、314 1室1月につき <u>56,070円</u>																										
動物飼育室	321、322、323、324 1室1月につき <u>15,260円</u>																										
居室	301、302 1室1月につき <u>29,000円</u>																										
	303、304 1室1月につき <u>29,870円</u>																										
区分	利用料																										
オープンラボ	1室1月につき <u>306,020円</u>																										
実験室	311、312 1室1月につき <u>53,580円</u>																										
	313、314 1室1月につき <u>55,290円</u>																										
動物飼育室	321、322、323、324 1室1月につき <u>15,050円</u>																										
居室	301、302 1室1月につき <u>28,600円</u>																										
	303、304 1室1月につき <u>29,450円</u>																										
備考 略		備考 略																									
イ 略		イ 略																									
(2) 設備利用料		(2) 設備利用料																									
ア 略		ア 略																									
イ 開放機器		イ 開放機器																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">別記1に掲げる設備</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>一般機器を一括して使用する場合 1日につき <u>1,030円</u></td> </tr> <tr> <td>全機器を一括して使用する場合 1日につき <u>3,130円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料	別記1に掲げる設備	略	一般機器を一括して使用する場合 1日につき <u>1,030円</u>	全機器を一括して使用する場合 1日につき <u>3,130円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">別記1に掲げる設備</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>一般機器を一括して使用する場合 1日につき <u>1,020円</u></td> </tr> <tr> <td>全機器を一括して使用する場合 1日につき <u>3,080円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用料	別記1に掲げる設備	略	一般機器を一括して使用する場合 1日につき <u>1,020円</u>	全機器を一括して使用する場合 1日につき <u>3,080円</u>	略									
区分	利用料																										
別記1に掲げる設備	略																										
	一般機器を一括して使用する場合 1日につき <u>1,030円</u>																										
	全機器を一括して使用する場合 1日につき <u>3,130円</u>																										
略																											
区分	利用料																										
別記1に掲げる設備	略																										
	一般機器を一括して使用する場合 1日につき <u>1,020円</u>																										
	全機器を一括して使用する場合 1日につき <u>3,080円</u>																										
略																											
備考 略		備考 略																									

2 略 別記1～別記4 略	2 略 別記1～別記4 略
------------------	------------------

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

鳥取県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月27日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター ゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字 上浅津385-7	令和元年9月20日	訪問介護

鳥取県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月27日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター ゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字 上浅津385-7	居宅介護、重度 訪問介護	令和元年9月 20日

鳥取県告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
株式会社とりぎんカードサービス	鳥取市扇町9-2	鳥取県立博物館における入館料並びに鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診療報酬及び診断書その他の文書の交付に係る手数料	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで（ただし、県と指定代理納付者との規約に基づき当該契約を更新する場合は、契約解除された場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。）
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市区牛島町6-1	鳥取県立博物館における入館料並びに鳥取県立総	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで（ただ

		合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診療報酬及び診断書その他の文書の交付に係る手数料	し、県と指定代理納付者との規約に基づき当該契約を更新する場合は、契約解除された場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。）
--	--	--	---

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和元年9月27日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

1 指示内容

中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 試験研究のための採捕
- (2) 教育実習のための採捕
- (3) 増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための採捕

2 指示期間

令和元年10月1日から同月31日まで

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和元年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生

陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）

2 募集期間

令和元年10月1日（火）から同年11月8日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

令和元年11月16日（土）

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和2年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 令和元年11月8日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票を、令和元年10月1日（火）から同月18日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和元年10月18日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）